平成２９年（フ）第６１０号
宮城県仙台市宮城野区福住町１―11　レオパレスＨＩＲＯ203、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目10番３―301号
破産者　阿部　文利
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８号
愛知県豊川市松久町１丁目105番地
破産者　有限会社まるや本店
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２９５号
兵庫県西宮市屋敷町13番15号
破産者　株式会社ジル
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６５３号
神奈川県大和市鶴間１丁目21番11号
破産者　昭英印刷株式会社
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４号
新潟市南区味方1102番地
破産者　株式会社美彩
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３６号
岐阜市長住町４丁目７番地
破産者　松久株式会社
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２３２号
北九州市小倉北区下到津２丁目１番８―505号
破産者　和田　綾子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目12番地の19、開始決定時の住所山形県酒田市緑ケ丘２丁目１番地の18
破産者　矢野　博之
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１８３号
茨城県土浦市神立中央３丁目23番13号　筧住宅２号、開始決定時の住所茨城県土浦市白鳥町978番地41
破産者　山岸　令子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７３号
金沢市泉本町４丁目174番地　ハイツオバタ25号室、従前の住所金沢市野町１丁目１番９号
破産者　寺中　君子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２２３号
大阪市城東区今福西３丁目６番22号
破産者　三宅　　明
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７号
大阪府東大阪市西岩田１丁目11番６号　石橋マンション206号、開始時の住所大阪府東大阪市小阪１丁目10番21―102号
破産者　藤本　年子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１４号
大阪市城東区関目５丁目14番22―210号、開始決定時大阪市城東区成育２丁目10番24―409号
破産者　展現舎こと　山本　啓介
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４７号
大阪市住之江区南港北１丁目４番１号養護老人ホーム　浜茄子苑
破産者　前田　　章
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７６号
大阪府枚方市宮之阪４丁目２番12号
破産者　清水　武志
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３号
大阪府松原市南新町１丁目３番37号、申立時の住所大阪府松原市南新町１丁目３番25号
破産者　太田　弘之
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
大阪府羽曳野市河原城91番地の12
破産者　鳥羽　晃一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係